

やまなし子どもの貧困対策推進計画

～全ての子どもが夢や希望を持ち、

全ての県民がその夢や希望を叶えようと力を尽くす

“山梨”の実現～

令和2年3月

山梨県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付けと性格	
3 計画の期間	
4 計画とSDGsの整合性	
第2章 子どもを取り巻く現状と課題	4
【現状】	
1 子どもの貧困について	
2 就学援助を受けている児童生徒の状況について	
3 生活保護世帯の状況について	
4 ひとり親世帯の状況について	
5 その他の状況について	
【課題】	
1 切れ目のない支援	
2 市町村計画の策定、取り組みの促進	
3 アウトリーチ・伴走型支援体制の構築	
4 「子どもの貧困」に対する社会の理解促進	
5 具体的な支援の課題	
第3章 計画の基本理念と基本方針	23
1 計画の基本理念	
2 計画の基本方針	
第4章 具体的な施策の方向性	25
1 教育の支援	
2 生活の安定に資するための支援	
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
4 経済的支援	
第5章 各種機関、団体等との連携・協働	41
1 連携・協働の趣旨	
2 連携・協働の基本的な考え方	
3 連携・協働にかかる具体的な施策の方向性	
第6章 子どもの貧困に関する指標	50
1 子供の貧困に関する指標一覧(国の大綱による指標)	
2 子どもの貧困に関する指標(県の指標)	
第7章 計画の推進	53
1 県の推進体制	

※本計画では、『子ども』の表記を原則としますが、「子供の貧困対策に関する大綱」「内閣府、文部科学省の施策」「施策の固有名称」等で『子供』の表記を用いている場合は、それに従っています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

明日の山梨県を支えていくのは今を生きる子どもたちです。大人は、その子どもたちが未来を拓いていけるように応援していく必要があります。

これに対し、県は子どもを巡る様々な今日的な課題に適切に対応し、結婚から妊娠、出産、子育て、子どもの社会的自立までの支援策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくために令和2年3月新たに「やまなし子ども・子育て支援プラン」を策定しました。

一方で、喫緊の課題として子どもの貧困の問題が挙げられます。平成28年国民生活基礎調査によると、平成27(2015)年の日本の子どもの貧困率は、13.9%となっており、子どもの貧困対策への関心が高まってきている中、国を挙げての対策が急務とされております。

国においては、平成26年1月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を、令和元年9月に改正・施行し、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されたとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが新たに明記されました。

また、同法第8条の規定に基づき、国の子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年11月に閣議決定されました。

大綱では、子供の貧困に関する39の指標を設定しており、この指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の具体的な内容を明らかにしています。

このような背景から、本県では、法律の規定に基づき大綱の趣旨を勘案した子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成28年3月に策定したやまなし子どもの貧困対策推進計画を改定いたしました。

2 計画の位置付けと性格

(1) 位置付け

この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する「都道府県計画」として、子どもの貧困に係る本県の施策を総合的に推進するための計画です。

(2) 性格

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条第1項に規定する国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定します。

また、この計画は、「やまなし子ども・子育て支援プラン」（令和2年度～令和6年度）の部門計画として位置付けています。

3 計画の期間

令和2年度～令和6年度（5年間）までを推進期間とします。

4 計画とSDGsの整合性

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標（ゴール）と169のターゲットです。



各国には、2016年以降15年間、誰も置き去りにしないことを確保しながら、あらゆる形態の貧困に終止符をうち、不平等と闘い、気候変動に対処する取り組みを進めることが求められています。

本計画においても、SDGsの目標達成に資する施策の検討を行い、SDGsのうち、特に子どもに深く関連する目標及び本計画に対応する重点施策の方向について整理しました。

17の目標のうち、 本計画に関連するもの	169のターゲットのうち、 本計画に関連するもの	計画における 重点施策の方向
目標1 貧困をなくそう	・2030年までに貧困状態にある子どもの割合の半減 ・貧困層のレジリエンスを構築	・保護者に対する職業生活の安定と向上のための就労の支援 ・経済的支援
目標2 飢餓をゼロに	・2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消	・生活の安定に資するための支援 ・経済的支援
目標3 すべての人に健康と福祉を	・2030年までに新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	・生活の安定に資するための支援 ・経済的支援
目標4 質の高い教育をみんなに	・すべての子どもが、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育へのアクセス ・すべての子どもが無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 ・2030年までに持続可能な開発のための教育等を通じて必要な知識の習得	・教育の支援
目標11 住み続けられるまちづくりを	・2030年までに女性、子ども等を含め人々に緑地や公共スペースのアクセスを提供	・生活の安定に資するための支援
目標16 平和と公平をすべての人に	・子どもに対する虐待、搾取等あらゆる形態の暴力等を撲滅	・生活の安定に資するための支援

※国が平成28年12月に決定したSDGs実施指針には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨のビジョンが盛り込まれています。

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

【現状】

1 子どもへの貧困について

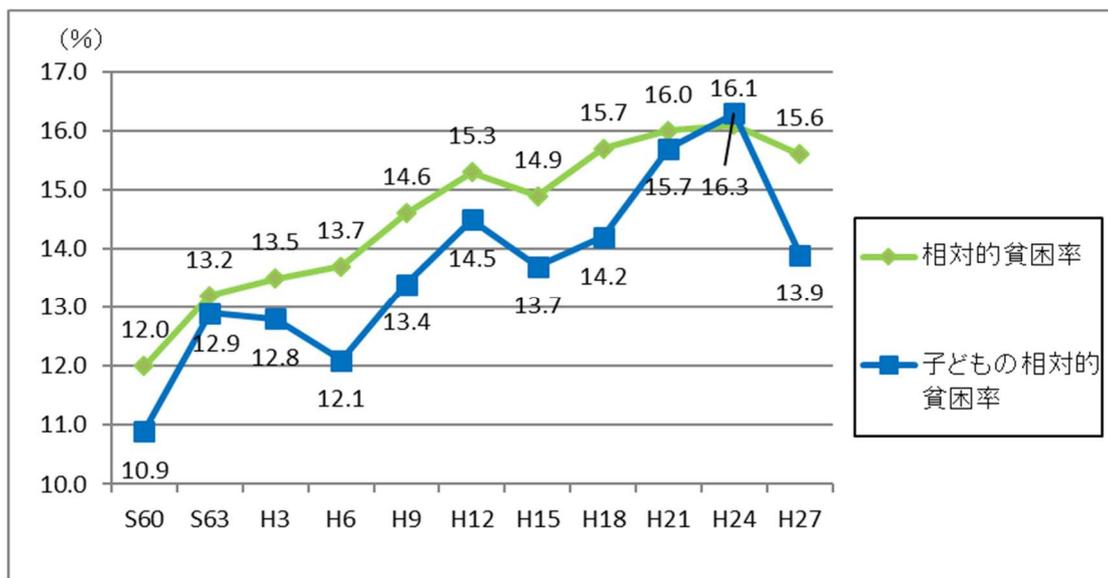
厚生労働省が実施している国民生活基礎調査によると、全国の平成27年の子どもの相対的貧困率は13.9%と、約7人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることがわかります。【図表1】

また、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.9%ですが、このうち、大人が1人の世帯（ほぼ「ひとり親世帯」と同義）で相対的貧困率を算出すると50.8%になり、約2人に1人が相対的貧困状態であります。【図表2】

一方、平成29年度に行った「やまなし子どもの生活アンケート」によると、本県の子どもの相対的貧困率は10.6%と、約10人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしていることがわかっています。【図表3】

子どもの貧困は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さや学校、地域からの孤立、相談できない、相談できる人がいない（関係性の貧困）、学習を含めた様々な体験の機会の喪失（時間の貧困）の状態が続くことで、自己肯定感や学習意欲の低下、生きる気力を失うこと（心の貧困）、につながります。【図表4】

【図表1】子どもの相対的貧困率（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表2】相対的貧困率の年次推移（全国）

（単位：％）

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの相対的貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.3	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値	216万円	227万円	270万円	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	244万円
貧困線	108万円	114万円	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表3】子どもの相対的貧困率（平成29年度）（山梨）

子どもの相対的貧困率	10.6%
------------	-------

出典：山梨県教育委員会社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

※相対的貧困率

国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得（中央値）の半分の額（貧困線）に満たない人の割合を言う。

※子どもの相対的貧困率

所得が貧困線に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を指す。

※子どもがいる現役世帯

18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を言う。

【図表4】貧困線に満たない子どもの回答割合（山梨）

①自己肯定感

質問項目	子どもの回答割合 （「あまり思わない」+「思わない」の合計）
自分は価値のある人間だ	44.5%
不安に感じることはない	40.7%
孤独を感じることはない	39.0%
自分のことが好きだ	45.6%

②支援場所の利用意向

質問項目	子どもの回答割合
（家以外で）休日にいることができる場所	53.9%
家の人がいなくて、夕ご飯をみんなで食べる場所	43.4%
ボランティアの人が、勉強を無料で教えてくれる場所	53.3%
（学校以外で）勉強、進学、家族のことなど、何でも相談できる場所	54.4%

出典：山梨県教育委員会社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

2 就学援助を受けている児童生徒の状況について

全国では、経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている児童生徒数が、平成28年度には約145万人で、就学援助率は15.23%となり、約6人に1人は就学援助を受けていることとなります。【図表5】

平成23年度には要保護及び準要保護児童生徒数と就学援助率が高止まりし、以降は下がっています。【図表6】

子どもの相対的貧困率は、都道府県ごとの数値がありませんが、就学援助については、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月26日閣議決定、以下「大綱」という。）により、文部科学省が定期的に調査・公表をすることになったことから、都道府県別の状況がわかることになりました。

この数値（要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率）は、子供・若者白書（内閣府）に子供の貧困率とともに子供の貧困の指標として掲載されており、本県の子どもの貧困の状況を的確に表した数値の一つと考えられます。

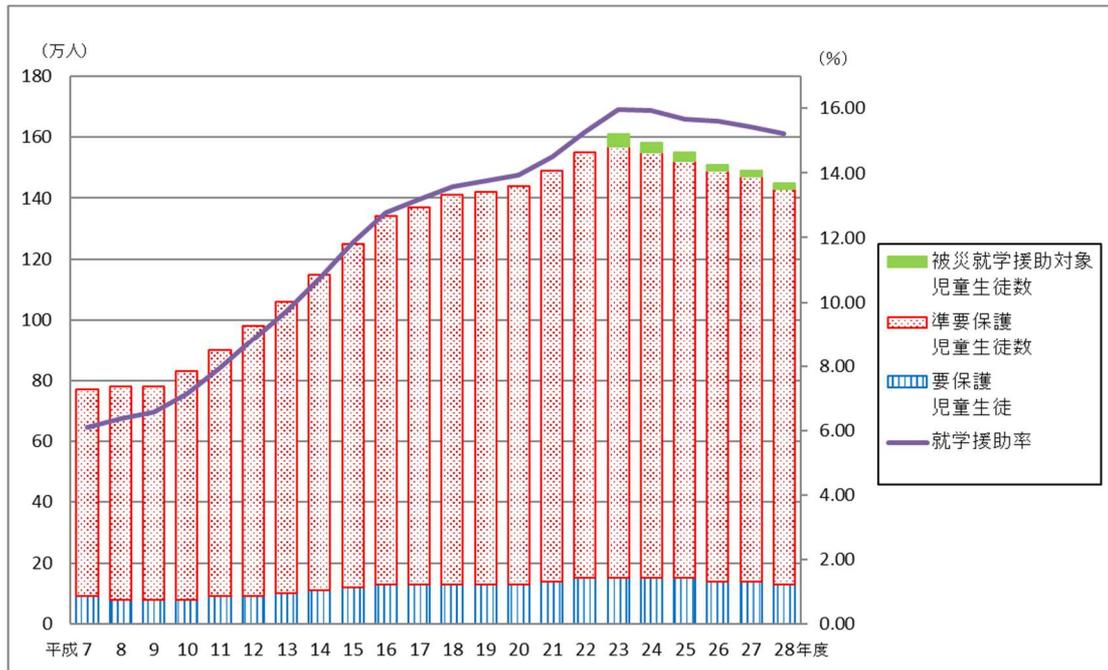
【図表5】要保護・準要保護児童生徒数と就学援助率（全国）

（単位：万人、％）

	要保護 児童生徒	準要保護 児童生徒数	被災就学援助 対象 児童生徒数	就学援助率
平成7年度	9	68		6.10
平成8年度	8	70		6.37
平成9年度	8	70		6.57
平成10年度	8	75		7.15
平成11年度	9	81		7.94
平成12年度	9	89		8.85
平成13年度	10	96		9.72
平成14年度	11	104		10.74
平成15年度	12	113		11.85
平成16年度	13	121		12.76
平成17年度	13	124		13.20
平成18年度	13	128		13.58
平成19年度	13	129		13.75
平成20年度	13	131		13.93
平成21年度	14	135		14.51
平成22年度	15	140		15.28
平成23年度	15	142	4	15.96
平成24年度	15	140	3	15.93
平成25年度	15	137	3	15.68
平成26年度	14	135	2	15.62
平成27年度	14	133	2	15.43
平成28年度	13	130	2	15.23

出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課

【図表6】要保護・準要保護児童生徒数と就学援助率の推移（全国）



出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課

※要保護児童生徒数

生活保護法に規定する要保護者の数を言う。

※準要保護児童生徒数

要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数を言う。

※被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数

東日本大震災により経済的な理由から、就学困難と認められた児童生徒数を言う。
 (文部科学省は、平成23年度からこの数を入れて公表しており、被災児童生徒の母数がわからないため、この数を含んで、要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率とする。)

本県における就学援助を受けている児童生徒数は、平成28年度には6,376人、就学援助率は10.17%であり、約10人に1人の割合になります。【図表7】

なお、就学援助率は、平成14年度以降、全国平均より約5ポイント低い状態で推移しています。

児童生徒数は高止まり、やや減少の傾向がありますが、就学援助率は平成28年度にわずかながら上昇しています。【図表8】

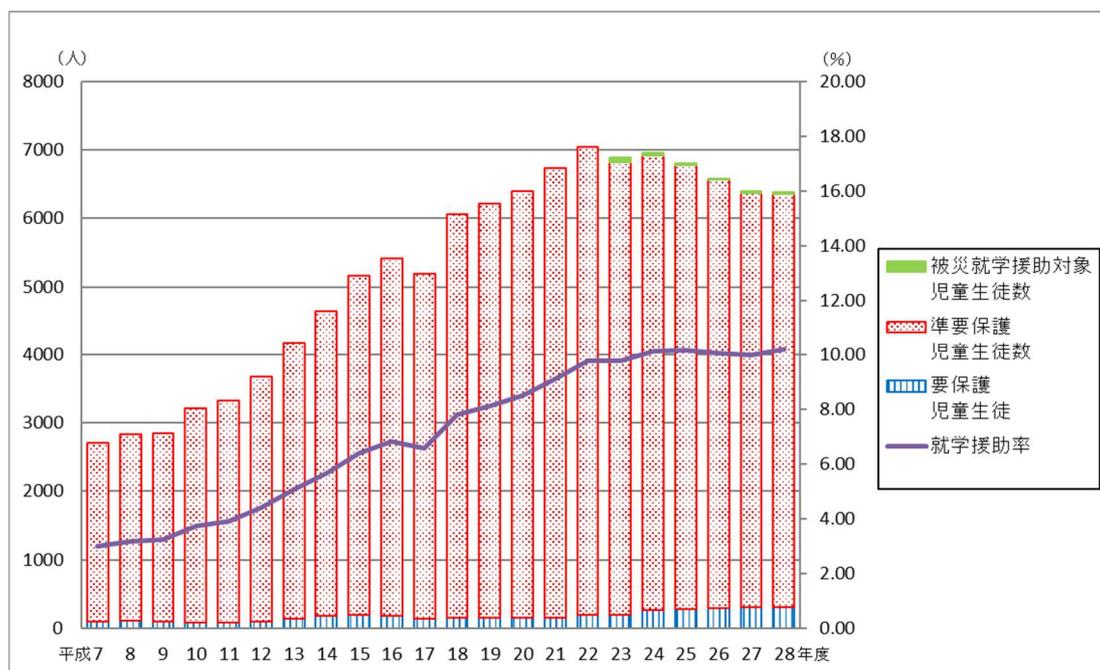
就学援助制度の周知については、入学時に学校で周知している県内市町村の割合は全国に比べて低い状況(全国:75.4%、山梨:67.9%)ですが、毎年度の進級時に学校で周知している県内市町村の割合は全国に比べて非常に高い状況(全国:77.9%、山梨:92.9%)にあります。

【図表7】要保護・準要保護児童生徒数と就学援助率（山梨）（単位：人、％）

	要保護 児童生徒	準要保護 児童生徒数	被災就学援助 対象 児童生徒数	就学援助率
平成7年度	101	2,602		2.98
平成8年度	111	2,726		3.18
平成9年度	89	2,751		3.23
平成10年度	75	3,141		3.72
平成11年度	80	3,238		3.90
平成12年度	89	3,584		4.39
平成13年度	143	4,038		5.05
平成14年度	177	4,467		5.67
平成15年度	197	4,958		6.39
平成16年度	187	5,231		6.80
平成17年度	136	5,049		6.58
平成18年度	148	5,918		7.79
平成19年度	151	6,067		8.12
平成20年度	147	6,256		8.50
平成21年度	148	6,579		9.09
平成22年度	192	6,851		9.76
平成23年度	198	6,625	62	9.76
平成24年度	268	6,645	49	10.12
平成25年度	281	6,491	32	10.14
平成26年度	296	6,262	25	10.03
平成27年度	306	6,068	17	9.97
平成28年度	305	6,055	16	10.17

出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課

【図表8】要保護・準要保護児童生徒数と就学援助率の推移（山梨）



出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課

3 生活保護世帯の状況について

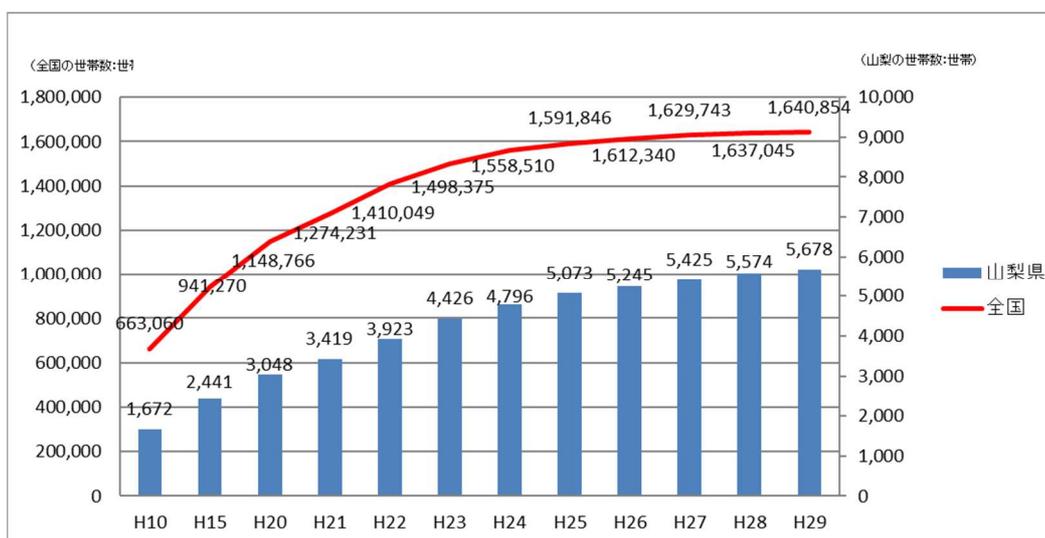
(1) 被保護世帯数の状況

全国では、平成21年度に被保護世帯は約127万世帯でしたが、平成29年度には約164万世帯と、約37万世帯増となっています。

一方、本県では、平成21年度に被保護世帯3,419世帯でしたが、平成29年度には5,678世帯と、2,259世帯増と、全国以上に増加しています。

なお、本県の被保護世帯は、平成9年度から増加し続け、平成20年度の世界的な不況を契機にさらに急増しましたが、現在は高止まりの状態です。【図表9】

【図表9】被保護世帯数の推移(全国・山梨)



出典：山梨県福祉保健部福祉保健総務課

(2) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び高等学校中退率

本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び中退率を全国と比べると、進学率は4.0ポイント低く、中退率は1.0ポイント低くなっています。【図表10】

【図表10】生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び高等学校中退率(全国・山梨)

	全国(単位:%)		山梨(単位:%)	
		生活保護世帯		生活保護世帯
高等学校進学率	98.8	93.7	98.7	89.7
高等学校中退率	1.4	4.1	1.6	3.1

出典：山梨県県民生活部統計調査課「学校基本調査」、文部科学省総合教育政策局調査企画課、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、厚生労働省社会・援護局保護課

(3) 生活保護世帯の現状(市町村職員聞き取り調査から・抽出調査)

①調査の概要

- ・事前に調査項目を決めて、市の福祉事務所生活保護担当職員に直接聞き取りを行いました。
- ・対象は生活保護を受けている18歳未満の子ども(高校生等は卒業まで)がいる生活保護世帯で、30世帯

ア) 相談者の状況

- ・ひとり親世帯の比率 26世帯／30世帯(86.7%)
- ・世帯の家族の人数
 - 2人 10世帯
 - 3人 7世帯
 - 4人 5世帯
 - 5人 5世帯 他
- ・18歳未満の子どもの人数
 - 1人 10世帯
 - 2人 11世帯
 - 3人 2世帯
 - 4人 6世帯 他
- ・親(主たる勤労者)の年齢
 - 20歳代 3世帯
 - 30歳代 10世帯
 - 40歳代 13世帯 他

イ) 貧困原因と考えられること(複数選択可)

- ・仕事がない(失業中である)(17世帯)
- ・仕事による収入が少ない(13世帯)
- ・病気や障害があり、働けない(16世帯) 他

ウ) 支援で望んでいること

○教育の支援

- ・学校における支援が欲しい(8世帯)
- ・高校教育における支援が欲しい(7世帯)
- ・学習支援を受けたい(7世帯)
- ・小中学校教育における支援が欲しい(6世帯) 他

○生活の支援

- ・子どもの生活の支援を受けたい(7世帯)
- ・保護者として生活の支援を受けたい(5世帯)

- ・子どもの就労の支援を受けたい(4世帯) 他
- 保護者に対する就労の支援
- ・仕事の紹介・仲介を受けたい(11世帯)
- ・就労の支援を受けたい(5世帯) 他

聞き取り調査の結果、「仕事がない、仕事による収入が少ない、病気や障害があり働けない」等の就労の問題が貧困原因につながっており、仕事の紹介・仲介を受けたいということに対する支援も含めた対応が必要であると考えられます。

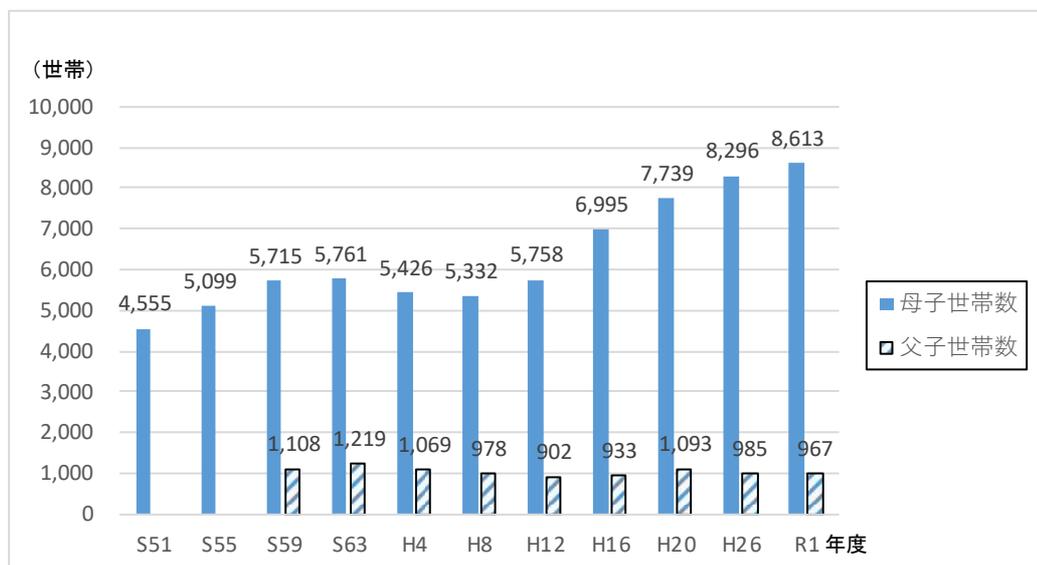
4 ひとり親世帯の状況について

(1) ひとり親世帯数の推移

本県の母子世帯数は増加傾向にあり、8,613世帯と過去最多となり、前回調査時(平成26年度。以下、「前回」という。)から、317世帯増加しています。【図表11】

父子世帯数は967世帯で前回より18世帯減少しています。【図表11】

【図表11】ひとり親世帯数の推移(山梨)



出典:山梨県子育て支援局子ども福祉課「ひとり親家庭実態調査」

(2) ひとり親家庭になった原因

母子・父子世帯ともに「離婚」の割合が増加傾向にあり、母子世帯が87.9%(前回から0.8ポイント増)、父子世帯が87.1%(前回から7.1ポイント増)と多数を占めています。

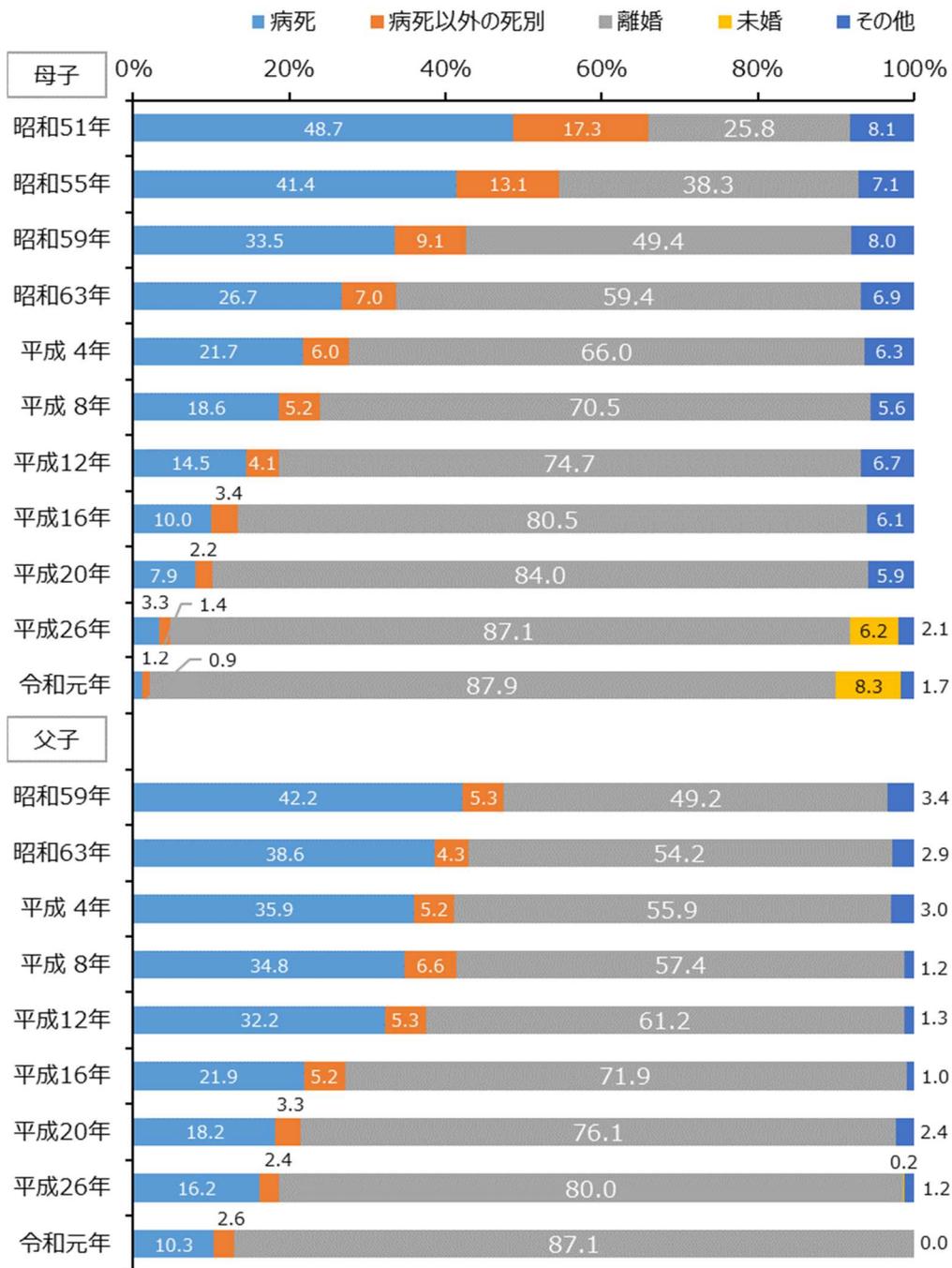
【図表12】【図表13】

【図表12】ひとり親家庭になった原因(山梨・全国)

山梨	母子世帯 離婚 87.9%(前回比0.8ポイント増)、死別 2.1%(同2.6ポイント減)
	父子世帯 離婚 87.1%(前回比7.1ポイント増)、死別 12.9%(同5.7ポイント減)
全国	母子世帯 離婚 79.5%(前回比1.3ポイント減)、死別 8.0%(同0.5ポイント減)
	父子世帯 離婚 75.6%(前回比1.3ポイント増)、死別 19.0%(同2.2ポイント増)

※表中の「全国」は、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果であり、調査期日や調査項目、設問内容等が異なるため、参考数値です。

【図表13】ひとり親家庭になった原因の推移(山梨)



【図表12、13】出典：山梨県子育て支援局子ども福祉課「ひとり親家庭実態調査」

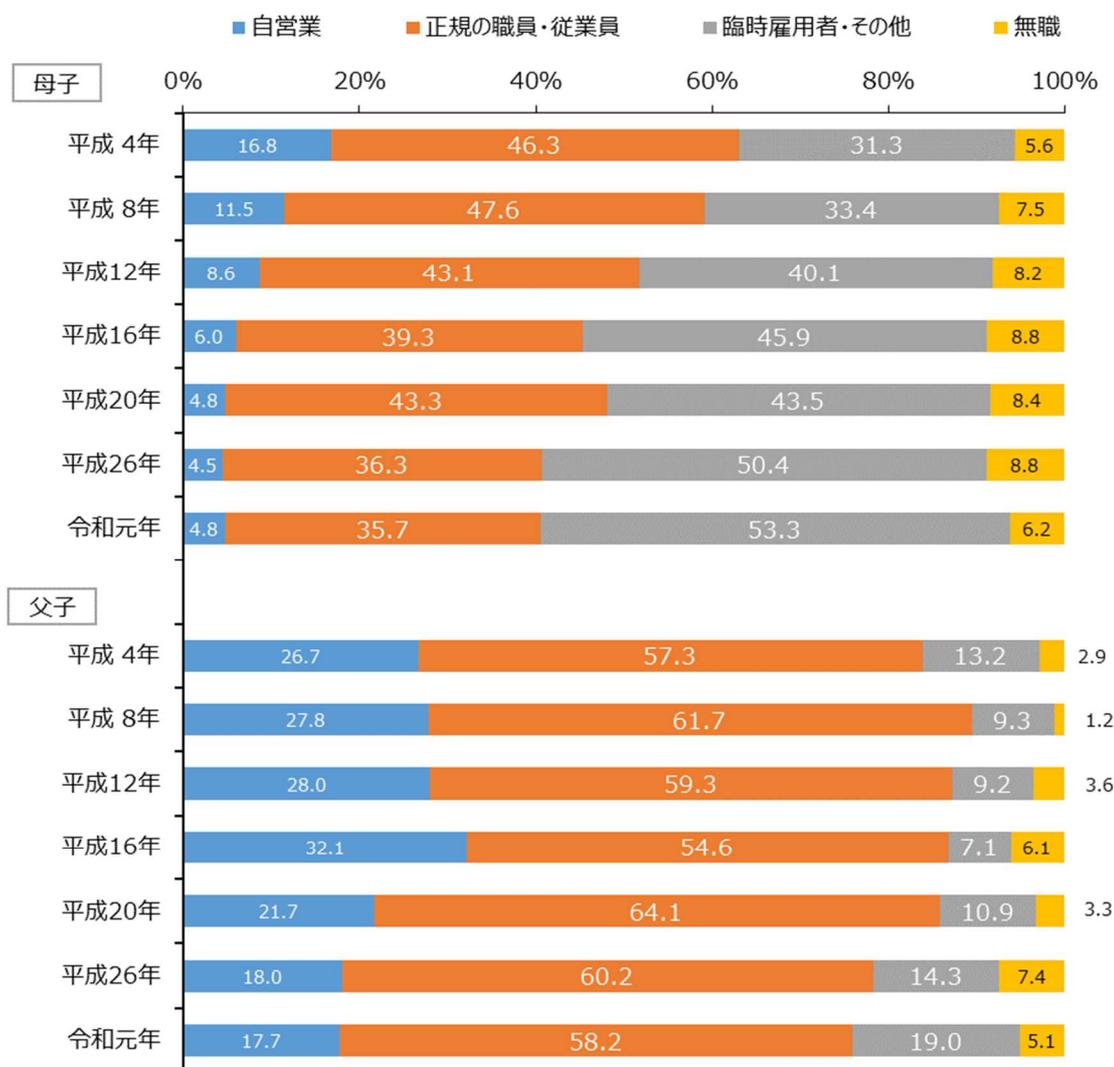
(3) 就労の状況

① 勤務形態

母子世帯は「臨時雇用者・その他」(53.3%)が最も多く、次いで「正規の職員・従業員」(35.7%)となっています。父子世帯は「正規の職員・従業員」(58.2%)が6割程度と多数を占めています。【図表14】

なお、全国では、平成28年度全国ひとり親家庭等調査結果によると、母子世帯の正規雇用率は44.3%、父子世帯の正規雇用率は68.2%で、いずれも、本県は低い状況にあります。

【図表14】現在の仕事の勤務形態の推移(山梨)



出典：山梨県子育て支援局子ども福祉課「ひとり親家庭実態調査」

②無職の理由(就労の妨げ)

母子世帯は「自分の体調不良や病気」(36.8%)が最も多く、次いで「子どもの世話、看病」(23.3%)となっています。父子世帯は「自分の体調不良や病気」(37.5%)が最も多く、次いで「子どもの世話、看病」(25.0%)となっています。

(4)家計の状況

①世帯の年間収入

母子世帯は「100~200万円未満」(37.1%)が最も多く、次いで「200~300万円未満」(27.9%)となっており、収入のない方を含み300万円未満(76.7%)が7割超を占めています。【図表15】【図表16】

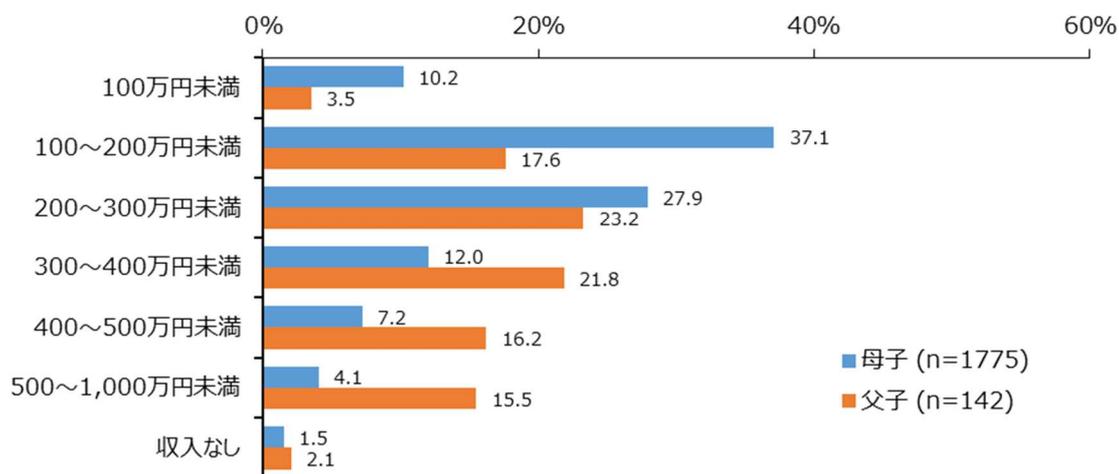
【図表15】世帯の年間収入(山梨・全国)

山梨	母子世帯	100~200万円未満	37.1%	200~300万円未満	27.9%
	父子世帯	200~300万円未満	23.2%	300~400万円未満	21.8%
全国	母子世帯	400万円以上	30.8%	200~300万円未満	26.2%
	父子世帯	400万円以上	62.1%	300~400万円未満	19.4%

※表中の「全国」は、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果であり、調査期日や調査項目、設問内容等が異なるため、参考数値です。

出典：山梨県子育て支援局子ども福祉課「ひとり親家庭実態調査」

【図表16】世帯の年間収入(山梨)



出典：山梨県子育て支援局子ども福祉課「ひとり親家庭実態調査」

(5) 子どもの養育・教育

①子どもについての悩み

母子世帯、父子世帯とも8割前後（各82.6%、78.9%）が、子どもについての悩みがあると回答しています。

悩みごとの内容は、母子世帯、父子世帯ともに「教育・進学」（各64.5%、61.1%）が6割超を占め最も多く、次いで「しつけ」（各23.0%、23.8%）となっています。【図表17】

【図表17】子どもについての悩み（山梨・全国）

山梨	母子世帯	教育・進学	64.5%	しつけ	23.0%	友達関係	11.6%
山梨	父子世帯	教育・進学	61.1%	しつけ	23.8%	健康	10.8%
全国	母子世帯	教育・進学	58.7%	しつけ	13.1%	就職	6.0%
	父子世帯	教育・進学	46.3%	しつけ	13.6%	就職	7.0%

※表中の「全国」は、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果であり、調査期日や調査項目、設問内容等が異なるため、参考数値です。

出典：山梨県子育て支援局子ども福祉課「ひとり親家庭実態調査」

5 その他の状況について

(1) 朝食の欠食

「平成29年度山梨県新体カテスト・健康実態調査」によると、本県の14歳以下（6～14歳）の子どもの朝食の欠食率（※毎日まったく食べない）は、男子1.29%、女子0.88%となっています。

農林水産省「平成29年度食育推進施策（食育白書）」によると、毎日朝食を食べる子どもほど、全国学力・学習状況調査の平均正答率が高い傾向にあり、さらに、スポーツ庁「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、毎日朝食を食べる子どもほど、体力合計点が高い傾向にある、とされています。

また、国の大綱では、「乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。」と位置付けられています。

〈参考〉

子どもの貧困状態にある子ども（教育扶助（就学援助）を受ける子ども、ひとり親世帯で育つ子ども）は、「毎日の朝食の有無」に関して、有意な負の相関関係が認められるとの研究成果が公表されています。

（出典：北海道大学大学院教育学研究院、2015年6月公表情報）

(2) 非正規雇用率について

本県は、次の参考データから、全国的に見ても非正規雇用率が高い状況にあるといえます。

〈参考〉

雇用者(役員を除く)に占める非正規の職員・従業員の割合

全国:38.2% 本県:40.8%(全国順位:第4位(高い方から))

(出典:総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」)

(3) その他本県の参考データについて

① 中学校の卒業者に占める就職者の割合

全国:0.2% 本県:0.2%

出典:文部科学省「令和元年速報 学校基本調査」

② 国公立高等学校、中途退学理由のうち経済的理由の割合

全国:1.8% 本県:2.2%

出典:文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

③ 高等学校の卒業者数のうち大学等進学率

全国:71.1% 本県:72.6%

出典:文部科学省「令和元年速報 学校基本調査」

【課題】

1 切れ目のない支援

子どもの心身の健全な成長を考えたとき、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。

また、乳幼児期から義務教育、義務教育から高校教育などの合間で子どもやその家庭の情報が共有されなくなることで、問題発見が遅れ、支援が届かなかつたり、途切れてしまったりすることがあります。

このため、親の妊娠・出産期、乳幼児期、学齢期などの子どものライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を講じるには、子どもや家庭の情報の共有など、行政、支援機関、学校、民間団体、医療機関、地域住民等が有機的に連携した上で、様々な支援を単独又は複数利用するなど有効活用し、問題発見と切れ目なく必要な支援が提供される仕組みづくりが必要です。

2 市町村計画の策定、取り組みの促進

子どもの貧困対策については、これまで県と市町村が連携・協働しながら、様々な取り組みを行ってきたところです。

最近では、地域の状況に応じた独自の取り組みを始めている市町村も出てきていますが、生まれた地域によって子どもの将来に差が生じることはないよう、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定や取り組みの充実を促していくことが必要です。

3 アウトリーチ・伴走型支援体制の構築

貧困の状況にある子どもやその家族の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したからない等の状況も見られます。【図表18】【図表19】

子どもの貧困は相対的であることから、行政や支援機関などから見えにくく、捉えにくいことに加え、周囲に気づかれたくないと思い、遠慮して自分から声を上げられない、声を上げにくい状態となっています。さらに、支援が必要とも認識していない状況の子どもやその家庭もあります。

このため、行政や支援機関、民間団体なども含めた地域で連携・協働し、情報共有しながら、貧困の状況にあり、支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭を確実に把握し、支援を届けるためのアウトリーチの充実、支援窓口への同行や必要な支援の手続き、申請の補助などを行う伴走型支援、これらを行う担い手の育成や活用が必要です。

【図表18】主な公的な支援制度の認知の状況（認知度の低い制度）

公的な支援制度	貧困線に満たない世帯	全体
チャレンジマザー就業支援事業	13.4%	11.0%
自立相談支援事業	14.6%	14.5%
母子・父子自立支援員による相談	22.3%	16.4%
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	25.9%	18.7%
スクールソーシャルワーカー活用事業	26.7%	33.4%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	29.1%	31.9%

出典：山梨県教育委員会社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

※貧困線

国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得（中央値）の半分の額の線のことを言う。

【図表19】主な公的な支援制度の利用状況・利用希望

公的な支援制度		貧困線に 満たない世帯	全体
就学援助制度	利用状況	48.2%	9.5%
	利用希望	11.3%	7.4%
高等学校等奨学給付金	利用状況	21.5%	7.7%
	利用希望	40.9%	19.7%
高等学校等入学準備サポート事業	利用状況	10.1%	2.1%
	利用希望	48.2%	19.9%
生活保護	利用状況	3.6%	0.5%
	利用希望	11.3%	3.4%
生活福祉資金貸付金	利用状況	2.0%	0.5%
	利用希望	16.2%	5.1%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	利用状況	2.0%	0.4%
	利用希望	18.2%	4.3%

出典：山梨県教育委員会社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」

4 「子どもの貧困」に対する社会の理解促進

子どもの貧困対策を講ずるに当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が「子どもの貧困」に対する理解を深めることが欠かせません。

これまでの国、地方公共団体、民間団体等の取り組みにより、子どもの貧困に対する国民・県民の認知は広がってきましたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在しており、こうした状況が貧困は恥ずかしいという認識を生む要因と言われています。

このため、まずは行政、学校、保健、福祉等の機関が率先して、子どもの貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることを、より一層明確に位置付けるとともに、生まれ育った環境に左右されず前向きに伸びようとする子どもを支援する環境を社会全体で構築し、県、市町村、学校、支援機関、民間団体、医療機関、民間企業、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参画できるようにしていく必要があります。

令和元年9月に施行された、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等を基本理念に明記していますが、こうした法律の目的や基本理念などについても、県民全てに対して分かりやすく丁寧に伝えていく必要があります。

5 具体的な支援の課題

(1) 教育の支援

① 就学援助制度の周知

就学援助制度の周知について、本県では入学時に学校で周知している県内市町村の割合が全国に比べて低い状況(全国:75.4%、山梨:67.9%)にあることから、援助が必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう、就学援助制度の周知の充実などを市町村と連携し推進していく必要があります。

② 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率と中退率の改善

生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率について、本県と全国を比べると、4.0ポイント低くなっていることに加え、本県全体の進学率より生活保護世帯の方が9.0ポイント低い状況となっています。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率について、本県全体の中退率より生活保護世帯の方が1.5ポイント高い状況となっています。

これらのことから、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率及び中退率とも改善に向けた取り組みの必要があります。

③ 就学のための各種支援制度の継続実施

やまなし子どもの生活アンケートから、貧困線に満たない世帯が今後利用したい公的な支援制度として、「高等学校等入学準備サポート事業」(48.2%)、「高等学校等奨学給付金」(40.9%)などを挙げています。

このことから、就学のための各種支援制度の継続した実施が必要です。

④ 学校プラットフォームの重要性

貧困の状況にある子どもは、様々な事情により学習意欲が削がれやすい傾向があるため、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員やスクールカウンセラーなどに相談できる体制が必要です。

やまなし子どもの生活アンケートからも、親が子育てに困ったときの相談相手として、「幼稚園や保育所等の先生、学校の先生」(38.1%)、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー」(10.9%)など学校関係者に相談する割合が比較的多いです。

また、学校区域ごとに苦しい状況にある子どもを早期に把握し、適切な支援につなげるため、学校と福祉部門をつなげる役割を担うスクールソーシャルワーカーが、地域にお

いて支援に携わっている人材や民間団体等と情報共有や連携・協働しながら、適正に機能する体制づくりを進める必要があります。

一方で、関係団体への聞き取り調査から、学習支援や子ども食堂などの居場所づくりの必要性が重要視され、学校の機能を活用したこれらの取り組みの要望が挙げられています。

このことから、学校を地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとして、地域の子どもの実情に応じ、地域に根ざした活動を支援機関、学校、民間団体、医療機関、民間企業、地域住民、学生などとともに考え、様々な活動に取り組む必要があります。

⑤大学等の進学支援

令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度により、大学等への進学に係る授業料等の減免及び給付型奨学金の支給の拡充がされますが、子どもや家庭への情報不足による格差が生じないよう、制度の内容が子どもや家庭に確実に届くために、教育委員会や学校関係者だけでなく、福祉関係者からの制度周知、情報提供が行えるような体制が必要です。

制度の周知時期については、将来を決断するタイミングが子どもや家庭でそれぞれ異なりますが、早い時期から周知することで制度の内容が子どもや家庭に確実に届き、将来の選択肢の幅を広げ、学習や進学の意欲の向上に繋がります。

また、この新制度を適用したとしても、入学金や授業料等の費用を家庭で一時的に負担する必要がある場合があるので、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度などの周知、情報提供も同時に行う必要があります。

(2) 生活の安定に資するための支援

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要ですが、特に若年で妊娠した女性や、DV被害を受けた妊産婦等は、安定した居場所を失い、生活上の困難に陥りやすいです。そしてそのことが生まれてくる子どもの心身の健全な成長にも影響を及ぼす可能性があると考えられます。

そのため、困難を抱えた女性について、妊娠・出産期から相談に乗り、家庭の状況を総合的に把握し、生活や就労等の各種支援へつなげていくとともに、困難や悩みを抱える女性を、妊婦健診等を通じて早期の把握に努める必要があります。

②朝食の欠食への対応

朝食の欠食について、毎日朝食を食べる子どもほど、全国学力・学習状況調査の平均正答率が高い（農林水産省調査）、体力合計点が高い（スポーツ庁調査）、という傾向が明らかになっています。

また、国の大綱では、「乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。」と位置付けられています。

本県の子ども（6歳～14歳）における朝食の欠食率は、平成26年度に比べると平成29年度では男子で0.1ポイント、女子で0.17ポイントの増加と悪化していることから、朝食の欠食率を下げる取り組みが必要です。

③子どもの居場所づくりに関する支援

子どもの学習支援や子ども食堂など子どもの居場所づくりは、平成30年4月時点と令和元年6月時点の子ども食堂の開設数を見ても、その動きが広がっていることが明らかになっています。【図表20】

子どもの居場所づくりの取り組みは、調理体験や食事の提供、学習支援や遊び場づくり、これらを複数併せて実施するなど、多種多様な取り組みが広がっていますが、家庭にも学校にも安心できる場所がないと感じている子どももいることから、親が不在でも子どもが参加しやすい活動等、様々な事情を抱える子どもが安心して過ごせる居場所を安定的に確保することが必要です。

また、子どもが自立心を養い、将来の具体的な目標を持つことができるよう、様々な体験活動を通じて夢や希望を広げる取り組みと併せて実施することが必要です。

【図表20】子ども食堂開設数（全国・山梨）

	平成30年4月時点	令和元年6月時点	増倍数
全国	2,286箇所	3,718箇所	1.63倍
山梨	12箇所	20箇所	1.67倍

出典：NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
山梨県子育て支援局子ども福祉課

④子どもの就労に関する支援

子どもの就労に関しては、進路の選択肢の一つとして本人の希望が尊重されるべきものであり、また、進路の選択に当たっては、進学の場合に受けられる支援等についても適切に情報提供をしつつ、本人の意思を十分に確認する必要があります。

また、本人が就職や起業を希望する場合には、就職等の後、安定して就労等を継続し、生活の自立を確立できるようにしていくことが重要であり、就労等の状況に応じた適切な支援が必要です。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活保護世帯についての市町村担当職員への聞き取り調査によると、「仕事がない」、

「仕事による収入が少ない」、「病気や障害があり働けない」等の保護者が就労する上で、問題が貧困につながっている実態となっています。

世帯の安定的な経済基盤を築くという観点から、単に職を得ることや起業することにとどまらず、所得の増大に資するものであるとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適正な労働環境の確保が必要です。

また、家計の安定のためには、単発の就労支援だけでなく、様々な支援を組み合わせることが有効なこともあり、支援情報を十分に知らない保護者に対しては、正確かつ適切に周知していくことも必要です。

(4) 経済的支援

子どもの貧困は相対的であることから、行政や支援機関などでの把握が難しく、今ある支援制度につながらないことがあります。

このため、行政や支援機関、民間団体などとの連携により、経済的な支援が必要な世帯を把握するとともに、行政などからアウトリーチして、支援制度やその必要性を説明し、申請手続きを補助するなどの伴走型支援を行うことが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

～全ての子どもが夢や希望を持ち、

全ての県民がその夢や希望を叶えようと力を尽くす

“山梨”の実現～

山梨県のすべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたって、前向きな気持ちで夢や希望を持ち、全ての県民がその夢や希望を叶えようと関わる山梨の実現のため、地域の力で子どもの未来を拓くことができるように、県、市町村、支援機関、学校、民間団体、医療機関、民間企業、地域住民等と相互に連携・協働を図りながら、県民総ぐるみで総合的に対策を推進していきます。

2 計画の基本方針

○基本方針Ⅰ 大きな土台と4つの柱で具体的な施策を体系化

県民総ぐるみで総合的な対策を行うため、県、市町村、支援機関、学校、医療機関、民間団体、民間企業、地域住民等の連携・協働体制を大きな土台に、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援を4つの施策の柱として、具体的な施策を体系化します。

その際、県の施策について、部局横断的に全庁一体となって取り組みます。

○基本方針Ⅱ 「活動指標」「成果指標」と目標(値)の設定

指標は、県の現状を過去の数値や全国・他自治体などと比較するための目安となるもので、そこから施策等の評価ができます。さらに、指標の動向により必要に応じて施策等の見直しや改善を行うことができます。

そして、指標の目標(値)を設定することにより、より効果的な施策等の改善に向けての取り組みができます。

さらに、「何をするのか」を表す活動指標と「その結果どのような効果があるのか」を表

す成果指標を設定し、成果に対する活動の有効性を検証することにより、計画の実効性を高めることができます。

ただし、指標は、社会情勢、経済動向によっても左右されることがあります。

○基本方針Ⅲ 幅広い連携・協働による県民総ぐるみの実効性のある計画

県や市町村の福祉、教育、産業をはじめ、社会福祉協議会などの支援機関、学校、NPOなどの民間団体、医療機関、民間企業、地域住民等と幅広く連携・協働し、県民総ぐるみで支援することにより、「やまなしらしさ」を構築し、本県の実態に即した実効性のある計画としていきます。

第4章 具体的な施策の方向性

第2章の「子どもを取り巻く現状と課題」と第3章の「計画の基本理念と基本方針」を踏まえ、子どもの貧困対策の当面の重点施策として、以下の施策に取り組みます。

その結果として、指標の改善等を図っていきます。

1 教育の支援

すべての子どもたちがもれなく必要な支援を受けられるように、学校を基盤、窓口にして、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図ります。

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1)学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開	①教職員に対する啓発	ア)学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めていくため、研修会等の開催を促進します。	子ども福祉課 社会教育課
	②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	ア)社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に児童生徒の問題行動や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。	義務教育課 高校教育課
		イ)臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校現場に配置、派遣し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒を対象に、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の相談体制の強化を図ります。	義務教育課 高校教育課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1)学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開	②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	ウ)いじめや不登校など様々な問題を抱える児童生徒やその保護者等を対象に面接相談及び24時間体制の電話相談を実施します。	総合教育センター
	③地域による学習支援	ア)すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進します。	社会教育課
	④高等学校等における就学継続のための支援	ア)高等学校等の授業料支援制度により、就学継続を支援します。	私学・科学振興課 高校教育課
		イ)高等学校等の教科書代などの支援のための奨学給付金制度により、就学継続を支援します。	私学・科学振興課 高校教育課
ウ)高等学校等への入学に要する費用負担を軽減する給付金制度により、進学を支援します。		私学・科学振興課 高校教育課	
(2)貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実	①幼児教育・経済的負担の軽減	ア)市町村が行う、子育てのための施設(私立幼稚園等)を利用する保護者の経済的負担を軽減する取り組みを支援します。	義務教育課
	②就学支援の充実	ア)貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援や生活支援等を行います。	子ども福祉課
		イ)市町村教育委員会に対して、就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう要請を行い、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図ります。	義務教育課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実	② 就学支援の充実	ウ) 市町村の、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の要保護者に対して必要な援助を行う取り組みを支援します。	義務教育課
		エ) 社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に児童生徒の問題行動の改善や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。(再掲)	義務教育課 高校教育課
		オ) 私立小中学校に通う経済的に余裕のない世帯の児童・生徒への授業料負担の軽減を行うとともに、私立学校を選択している理由等の実態把握のための調査を行います。	私学・科学振興課
	③ 「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減	ア) 高等学校等の授業料支援制度の周知などにより、就学継続のための支援を行います。(再掲)	私学・科学振興課 高校教育課
		イ) 高等学校等の教科書代などの支援のための奨学給付金制度の周知などにより、就学継続のための支援を行います。(再掲)	私学・科学振興課 高校教育課
		ウ) 高等学校等への入学に要する費用負担を軽減する給付金制度の周知などにより、進学を後押しするための支援を行います。(再掲)	私学・科学振興課 高校教育課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実	③「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減	エ) ひとり親家庭の子どもが修学するために必要な経費の貸付制度(父母のいない生徒も対象)の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
		オ) 低所得世帯に属する者が高等学校等に就学するのに必要な資金の貸付制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉保健総務課
		カ) 天災その他特別の事情により修学が困難と認められる生徒等の授業料等の減免制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	私学・科学振興課 高校教育課
		キ) 県内の高等学校の定時制の課程及び通信制課程に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒への修学奨励金貸付制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	高校教育課
		ク) 公益財団法人山梨みどり奨学会が実施する交通遺児奨学金給付事業の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	高校教育課
		ケ) 公益財団法人山梨みどり奨学会が実施する高校生等への育英奨学金の貸与事業の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	高校教育課
	④特別支援教育に関する支援の充実	ア) 市町村の、小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する取り組みを支援します。	義務教育課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実	④ 特別支援教育に関する支援の充実	イ) 特別支援学校児童生徒の保護者に対し、通学費用や学校給食費等、特別支援教育就学奨励費制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	高校改革・特別支援教育課
(3) 大学等進学に対する教育機会の提供	① 国公立大学・専門学校等に関する教育機会の情報提供	ア) 県のホームページ内に、県内の各大学が開設しているホームページの中で、経済的理由により授業料等の納入が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる学生に対して行う減免制度や給付型を中心とした奨学金などの情報へリンクするページを置き、情報提供を進めます。	社会教育課
	② 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	ア) ひとり親家庭の子どもが修学するために必要な経費の貸付制度（父母のいない生徒も対象）の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。（再掲）	子ども福祉課
		イ) 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得や潜在介護職員の復職を推進するため、修学資金や再就職準備金等貸付制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康長寿推進課
		ウ) 製造業における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保を図るため、県内企業に就職を希望する大学生等の奨学金返還に対する支援制度の周知などにより経済的負担の軽減を図ります。	産業人材育成課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(3) 大学等進学 に対する教育 機会の提供	② 国公立大 学生・専門学 校生等に対 する経済的支 援	エ) 成績優秀であって、経済的に余 裕のない世帯の子どもが産業技 術短期大学校等に就学する場 合の支援制度の周知などによ り、経済的負担の軽減を図りま す。	産業人材育成 課
(4) 生活困窮世 帯等への学習 支援	① 生活困窮世 帯等の子ども の学びの機 会の確保と経 済的支援	ア) 貧困の連鎖を防止するため、生 活困窮世帯の子どもの学習支 援等を行います。(再掲)	子ども福祉課
		イ) 保護者や地域住民の協力を得 て、学校の授業における学習支 援活動を実施することにより、教 員の教育活動の充実を図り、子 どもたちの学びの機会の確保に つなげます。	社会教育課
		ウ) すべての子供を対象として、安 全・安心な子供の活動拠点(居 場所)を設け、地域の方々の参 画を得て、子供たちと共に、勉強 やスポーツ・文化活動、地域住 民との交流活動等の取り組みを 推進します。(再掲)	社会教育課
		エ) 児童の健全育成を図るため、 昼間保護者のいない小学生を 対象にした児童クラブの活動に 対する支援制度の周知などによ り、経済的負担の軽減を図りま す。	子育て政策課
		オ) 高等学校等の授業料支援制度 の周知などにより、就学継続の ための支援を行います。(再掲)	私学・科学振 興課 高校教育課
		カ) 高等学校等の教科書代などの 支援のための奨学給付金制度 の周知などにより、就学継続の ための支援を行います。(再掲)	私学・科学振 興課 高校教育課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(4)生活困窮世帯等への学習支援	①生活困窮世帯等の子どもへの学びの機会の確保と経済的支援	キ) 高等学校等への入学に要する費用負担を軽減する給付金制度の周知などにより、進学を後押しするための支援を行います。(再掲)	私学・科学振興課 高校教育課
		ク) 天災その他特別の事情により修学が困難と認められる生徒等の授業料等の減免制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。(再掲)	私学・科学振興課 高校教育課
		ケ) 県内の高等学校の定時制の課程及び通信制課程に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒への修学奨励金貸付制度の周知などにより、学びの機会の確保を図ります。(再掲)	高校教育課
		コ) 児童養護施設に入所する児童の学習塾の利用を支援します。	子ども福祉課
		サ) ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する者に対し、受講費用の全てに対する給付金制度の周知などにより、学びの機会の確保を図ります。	子ども福祉課

2 生活の安定に資するための支援

保護者の相談事業の充実を図り、生活の安定や自立のための支援に取り組むとともに、妊娠期、乳幼児期からの切れ目のない支援を行います。さらに、子どもの生活の支援として、居場所づくり、就労支援も行っています。

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1) 保護者の生活支援	① 保護者の自立支援	ア) 相談窓口「かるがも」をぴゅあ総合に開設し、電話による相談の他、面接や臨床心理士によるカウンセリングを実施します。	社会教育課
		イ) 母子保健行政(保健所・市町村保健師)及び愛育班員の育成を行います。	子育て政策課
		ウ) 妊娠から育児まで母子一体的な支援体制の整備を行います。	子育て政策課
		エ) 母子・父子自立支援員による相談指導を行います。	子ども福祉課
		オ) 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施など自立支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	福祉保健総務課
		カ) 妊婦や産後の母親の不安を解消するため、24時間対応型の電話相談窓口を産前産後ケアセンターに設置します。	子育て政策課
		キ) 地域の子育て家庭を支援するため、市町村が行う妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援事業に対する助成制度の周知などにより、保護者の自立の促進を図ります。	子育て政策課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1) 保護者の生活支援	② 保護者への家庭教育支援	ア) 相談窓口「かるがも」をぴゅあ総合に開設し、電話による相談の他、面接や臨床心理士によるカウンセリングを実施します。(再掲)	社会教育課
		イ) 子育ての不安や悩みを解消し、自信をもってわが子に向き合い、子育ての楽しさを実感できる親が増えるように、教材「ワクワク子育て親育ちプログラム」の活用促進を図ります。	社会教育課
	③ 保育等の確保	ア) 児童の健全育成を図るため、昼間保護者のいない小学生を対象にした児童クラブの活動に対する支援制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。(再掲)	子育て政策課
		イ) 保育所等の創設や老朽改築による保育環境整備など保育施設の整備に対する助成制度の周知などにより、保育等の確保を図ります。	子育て政策課
		ウ) 一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かります。	子育て政策課
		エ) ひとり親の就職活動、疾病等により一時的に保育等のサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。	子ども福祉課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1) 保護者の生活支援	④ 保護者の健康確保	ア) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う市町村の取り組みに対する助成制度の周知などにより、保護者の健康確保を図ります。	子育て政策課
		イ) 保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う市町村の取り組みに対する助成制度の周知などにより、保護者の健康確保を図ります。	子育て政策課
(2) 子どもの生活支援	① 児童養護施設等の退所児童等の支援	ア) 児童養護施設を退所する児童が就職したり、アパート等を賃借したりできるよう身元保証人の確保を支援します。	子ども福祉課
		イ) 児童養護施設を退所し就職する児童に対する就職支度金制度の周知などにより、子どもの生活支援を図ります。	子ども福祉課
		ウ) 児童養護施設を退所し、就職や進学する者等が、円滑に自立できるよう、家賃相当額や生活費等の貸付制度の周知などにより、子どもの生活支援を図ります。	子ども福祉課
	② 食育等の推進に関する支援	ア) フードバンク活動への周知・協力を図るとともに、フードドライブなど学校と連携した食料支援を推進することにより、栄養状態・生活状況などに応じた必要な栄養量が確保できるようにし、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	子ども福祉課 社会教育課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(2)子どもの生活支援	③ひとり親世帯や生活困窮世帯の子ども居場所づくりに関する支援	ア) 保育所等の創設や老朽改築による保育環境整備など保育施設の整備に対する助成制度の周知などにより、保育等の確保を図ります。(再掲)	子育て政策課
		イ) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。(再掲)	子育て政策課
(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	①民生委員・児童委員の活動支援	ア) 多様化する諸課題への適切な対応や情報提供が行えるよう、民生委員・児童委員研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図ります。	福祉保健総務課
(4)子どもの就労支援	①ひとり親世帯の子どもに対する就労支援	ア) ひとり親家庭の子どもが知的技能を習得するために必要な経費を貸付制度(父母のいない生徒も対象)の周知などにより、子どもの就労を支援します。	子ども福祉課
	②相談・情報提供	ア) 就労に関する相談に応じるとともに、併設ハローワークによる職業紹介・相談を行います。	労政雇用課
(5)支援する人員の確保等	①社会的養護施設の体制整備	ア) 家庭的な養育環境とするため、施設における小規模化を推進します。	子ども福祉課
(6)その他の生活支援	①妊娠期からの切れ目のない支援等	ア) 妊娠から育児まで母子一体的な支援体制を整備します。(再掲)	子育て政策課
	②住宅支援	ア) 低所得世帯や心身障害者のいる世帯、また、介護を要する高齢者のいる世帯が安定した生活を築くための資金の貸付制度により、住宅支援を行います。	福祉保健総務課

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労の支援は、労働による収入があつてこそ子どもたちの生活が成り立つため、保護者が働きやすい環境づくりを行い、さらに保護者が就労するための資格や職業訓練等の生活の安定と向上に必要な支援を行い、保護者の自立を促していきます。

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1)人材の育成	①経済団体等への要望活動による支援	ア) 地域における非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくため、国と連携し経済団体へ要請を行います。	労政雇用課
(2)就労の支援	①保護者の就労環境の整備	ア) 通常の利用時間外に、保育所などにおいて保育を実施する市町村の取り組みに対する助成制度の周知などにより、保護者の就労を支援します。	子育て政策課
		イ) 子どもが病気の際に、保護者による家庭での看護が困難な場合、一時的に病院・保育所等において保育を行う市町村の取り組みに対する助成制度の周知などにより、保護者の就労を支援します。	子育て政策課
	②保護者の資格取得等に対する支援	ア) ひとり親家庭の母・父が看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に対する給付金制度の周知などにより、保護者の資格取得等を支援します。	子ども福祉課
		イ) 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が、対象教育訓練を受講し、修了した場合に受講料の一部を給付する制度の周知などにより、保護者の資格取得等に対する支援を図ります。	子ども福祉課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(2)就労の支援	②保護者の資格取得等に対する支援	ウ) 高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する入学準備金及び就職準備金の貸付事業に対する助成制度の周知などにより、保護者の資格取得等に対する支援を図ります。	子ども福祉課
		エ) ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する者に対し、受講費用の全てに対する給付金制度の周知などにより、学びの機会の確保を図ります。(再掲)	子ども福祉課
	③保護者の再就職に対する支援	ア) 求職者の就職を支援するため、求職者のニーズに沿った短期間の職業訓練を行います。	産業人材育成課
		イ) 子育て中のお母さん等の再就職を支援するため、「総合事務科」(チャレンジマザー就職支援事業)を開設し、職業訓練を行います。	産業人材育成課
		ウ) 出産・育児などで退職し、再就職を目指す女性等が職業訓練を受講しやすくするため、託児サービスを備えた職業訓練コースを設定します。	産業人材育成課
		エ) 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得や潜在介護職員の復職を推進するため、修学資金や再就職準備金等貸付制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。(再掲)	健康長寿推進課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(3)相談・情報提供	①就業相談や各種情報提供	ア)ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じるとともに、個々の職業適性や希望に応じた職業紹介を行います。	子ども福祉課
		イ)母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する母子・父子自立支援員による相談を行います。	子ども福祉課
		ウ)住宅、就業、求職活動、生活費、養育費等の相談を行います。	子ども福祉課
		エ)子育て就労支援センターにおいて、子育て・就労に関する相談に応じるとともに、ハローワークによる職業紹介・相談を行います。	労政雇用課
		オ)求職者総合支援センターにおいて、生活・就労に関する相談に応じるとともに、ハローワークによる職業紹介・相談を行います。	労政雇用課

4 経済的支援

生活保護や各種手当など、複数の支援制度等を組み合わせて、世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、子どもたちが、安定した日常生活を送っていけるように支援をします。

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1) 経済的な支援	① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援	ア) ひとり親家庭の児童を養育している母、父等に対する児童扶養手当制度の周知などにより、経済的支援を図ります。	子ども福祉課
		イ) 低所得世帯や心身障害者のいる世帯、また、介護を要する高齢者のいる世帯が安定した生活を築くための資金の貸付制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉保健総務課
		ウ) 第1子の年齢に関わらず、第2子以降で3歳になった後の最初の年度末までの保育料を無料化する市町村に対する助成制度の周知などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子育て政策課
		エ) 市町村が行う、幼児教育・保育のための施設（幼稚園、保育所等）を利用する保護者の経済的負担を軽減する取り組みを支援します。	子育て政策課
	② 母子父子寡婦福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援	ア) ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがで通院・入院した際の費用の助成制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1) 経済的な支援	② 母子父子寡婦福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援	イ) 乳幼児の医療費助成制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	子育て政策課
		ウ) ひとり親家庭の母等の就労に必要な経費の貸付制度の周知などにより、経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
	③ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援	ア) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対する支給制度の周知などにより、子どもの進学時の支援を図ります。	福祉保健総務課
		イ) 生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用の一時金の給付制度の周知などにより、子どもの進学時の支援を図ります。	福祉保健総務課
		ウ) 子どもの育成のための養育費の受給が促進されるよう関係団体が行う養育費相談会について講演やPRを行います。	子ども福祉課 社会教育課
		エ) 養育費の確保等を啓発するため、効果的な広報手段としてリーフレットを配布し、制度の利用を促します。	子ども福祉課

第5章 各種機関、団体等との連携・協働

1 連携・協働の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第2条第4項では、「子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行われなければならない。」と規定しています。

本県では、この法律の規定に基づく連携とともに、様々な関係機関と協働することも必要不可欠と考えます。

子どもの貧困対策における連携・協働とは、子どもを中心に、主語に置いた支援、応援のため、他の機関、団体等とともに、子どもとその家庭の置かれた環境を他人事とせず、自分事として捉え、その改善に向けて一緒に考え、対話し、活動することを言います。

他の機関、団体等には、行政や社会福祉協議会などの支援機関、学校、NPO法人などの民間団体、医療機関、民間企業、地域住民、学生などが含まれます。

また、他の機関、団体等だけでなく、同一機関、団体等の内部組織同士の連携・協働も含まれます。

加えて、国主導で行われている子供の未来応援国民運動に呼応して、県では、その運動の広報活動、ポータルサイトへの施策掲載と周知、企業等による支援とNPO等の支援ニーズをつなぐマッチングサイト、子供の未来応援基金の創設などの具体的な動きを周知していくことにより、県民運動の機運を盛り上げていく役割を果たすことで、国との連携・協働を図ることに繋がります。

その他、県外の自治体（都道府県、市町村）や支援機関、民間団体等とも積極的に意見交換や情報交換などを連携・協働体制を図ることも必要と考えます。

2 連携・協働の基本的な考え方

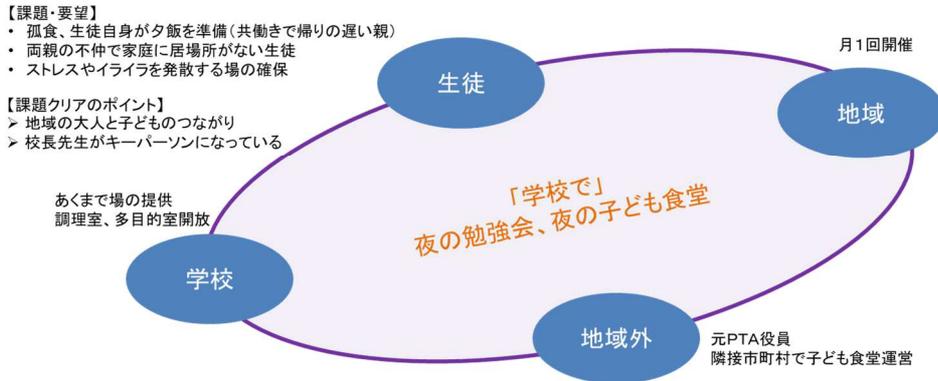
(1) 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした活動の定着化

子どもの最善の利益を中心に据え、子どもの貧困をはじめとするさまざまな課題の発見から支援まで立ち向かえるよう、学校を地域の連携・協働の活動の場のベースとするプラットフォーム（基盤）としていきます。

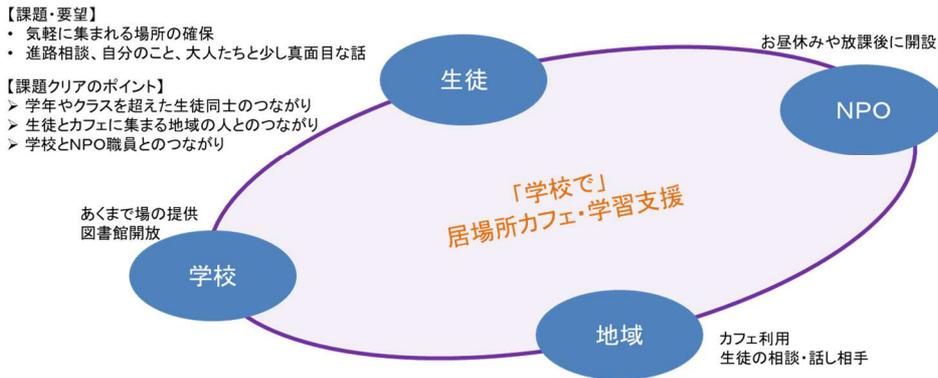
地域の子どもの実情に応じ、地域に根ざした活動を行うため、学校をベースに、経済的困窮や孤立などから生じる子どもの些細な兆候に気づき、支え合う地域をどう作っていくかを、学校と福祉行政との連携・協働だけでなく、スクールソーシャルワーカーや保健師などの専門家を交えつつ、社会福祉協議会などの支援機関、NPO法人などの民間団体、医療機関、民間企業、地域住民、学生などとセミナーやワークショップ等と一緒に考え、対話する中で、その地域に合った様々な活動の実施と定着化を図ります。

次の具体的な事例（1～3）を参考に、山梨ならではの活動に取り組みます。

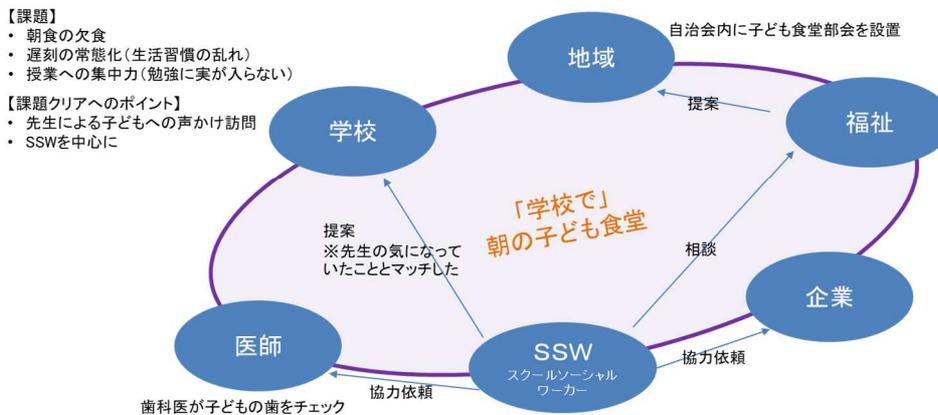
「学校プラットフォーム」(具体的事例1)



「学校プラットフォーム」(具体的事例2)



「学校プラットフォーム」(具体的事例3)



(2) 子どもの居場所の周知と後方支援

少子化や核家族化、地域のつながりが希薄化する中で、子どもや子育て家庭が抱える課題は、複雑・多様化していますが、経済的困窮や孤立などの困難を抱える子どもが、まず安心・安全に過ごせる場所の確保と同時に、地域の子どもの地域で見守れる関係づくりが非常に重要になります。

こうした中で、子どもの居場所（学習支援、子ども食堂等）は、市町村・地域や子どもの状況に応じ、地域のコミュニティ、困難を抱える子どもの居場所、学校の勉強の補助、地域からの孤立防止、食育の推進など、様々な取り組みが進められています。

特に昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みを行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取り組み（地域食堂、みんなの食堂等）を含みます。）が、県内各地で開設されています。

子ども食堂の開設数は、全国では平成30年4月時点で2,286箇所であったものが、令和元年6月時点では3,718箇所と1.63倍に、山梨においても平成30年4月の段階で12箇所であったものが、令和元年6月時点では20箇所と1.67倍に増え、活動の広がりを見せています。

多様な子どもの居場所に対して、県では支援機関や子どもの居場所の運営者、地域住民などと連携・協働しながら、その開設場所の情報や活動状況などの周知を図るとともに、他の都道府県・市町村における特徴的な子どもの居場所づくりの情報を提供しつつ、子どもの居場所が山梨ならではの資源の一つとなるための方策を探るため、必要に応じて運営方法や注意すべき点などを説明する研修会や運営者同士の意見交換、情報交換ができる場を提供します。

【子ども食堂等研修会・情報交換会：令和元年7月29日開催】



【子ども食堂等の特徴的な開設場所（県内外）】

実施場所	具体的な取り組み
コンビニエンスストア	食事提供、お仕事体験
学校（朝・夜）	食事提供、学習支援、地域住民との関わり
寺・神社	食事提供、遊び場、地域住民との関わり
特別養護老人ホーム	食事提供、調理体験、入所者との関わり

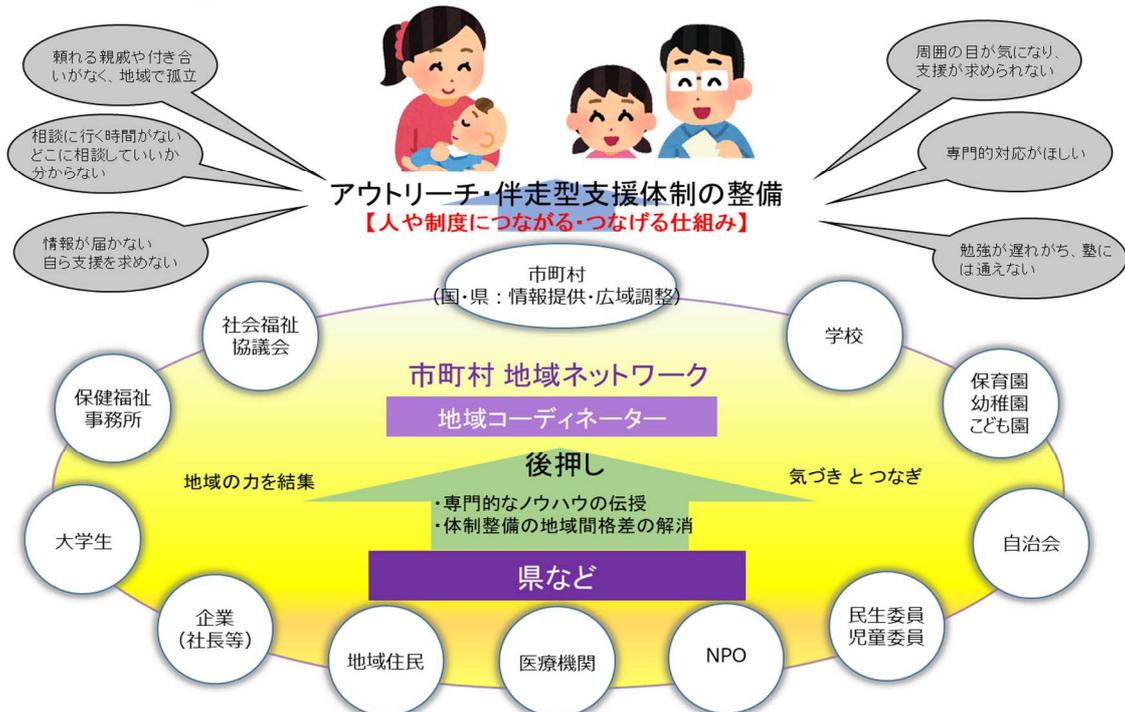
(3) 支援制度（公的・民間）の周知と活用促進

子どもの貧困は相対的であることから、行政や支援機関などから見えにくく、捉えにくいことに加え、周囲に気づかれたくないと思い、周囲に遠慮して自分から声を上げられない、声を上げにくい状況となっています。さらに、支援が必要とも認識していない状態の子どもやその家庭もあります。

このため、行政や社会福祉協議会などの支援機関、学校、NPO法人などの民間団体、医療機関、民間企業、地域住民、学生などと連携・協働しながら、地域の貧困の状況にある子どもや家庭を確実に把握し、子どもの最善の利益を考えた上で必要に応じて情報共有しながら、切れ目のない支援を確実に届けるためのアウトリーチの充実、支援窓口への同行や必要な支援の手続き、申請の補助などを行う伴走型支援の体制の整備と、これらを行政と一緒にできる人材の確保や育成などを支援していきます。

【アウトリーチ・伴走型支援の考え方】

見えにくく、様々な課題を抱える子どもの貧困に対しては、
アウトリーチ・伴走型支援が必要



(4) 子どもの貧困に対する社会の理解促進

子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条において、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、(中略)児童の権利に関する条約の精神にのっとり、(中略)子どもの貧困対策を総合的に推進する」こととしており、その児童の権利に関する条約では、その目的を「18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進する」こととしております。

また、大綱では、「子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。国全体で子供を応援するという機運を高め、前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める」としています。

このため、子どもの貧困が、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることを、より一層明確に位置付けるとともに、生まれ育った環境に左右されず、様々な困難を抱えた子どもとその家庭を支援する環境を社会全体で構築し、行政や社会福祉協議会などの支援機関、学校、NPO法人などの民間団体、医療機関、民間企業、地域住民、学生などが、それぞれの立場から主体的に参画できるよう、子どもの貧困や児童の権利に関する条約などの理解を深める研修会やセミナー、ワークショップなどを開催していきます。

特に最近では、国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みを推進する企業が、大手を中心に増えつつあります。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念とし、その最初の目標に「貧困をなくそう」を掲げ、取り組みを進めることとしており、企業側が、ステークホルダーの信頼を得、企業の社会的価値を高めることにつながるとして、注目されています。

こうした取り組み事例を県で発信し、県全体で子どもを支援、応援、支える必要性を訴えていきます。

【子どもの貧困対策全国キャラバン in 山梨：平成30年11月18日】



(5) 市町村の計画策定と取り組みの促進

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項において、「市町村は、大綱及び都道府県計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとする。」と規定されています。

大綱では、「生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取り組みの普及啓発を積極的に進めていく」、としています。

また、大綱では、「市町村においては、福祉や教育等の取り組みの過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的な支援へのつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取り組みの広域展開が進むように支援していく」、としています。

これらのことから、県においては、県内自治体の子どもの貧困対策の取り組みや計画策定の状況（県内市町村の具体的な取り組み状況①～③）などを情報提供、情報共有し、市町村計画の策定に役立てていただくとともに、他県の自治体の計画策定の情報も提供し、市町村計画の策定を促進していきます。



県内市町村の具体的な取り組み状況②

南アルプス市

学習支援をベースとした子どものニーズに合ったオーダーメイド支援

「場」づくりの取り組み
(アウトリーチ)

「人」づくりの取り組み
(ワークショップ)



県内市町村の具体的な取り組み状況③

中央市

県内市町村初の子どもの貧困対策計画策定と民間団体との連携協定

中央市子どもの貧困対策推進計画

- ・H30年3月策定
- ・県内市町村で唯一、計画を策定
- ・計画策定に先立ち、中央市子どもの生活アンケートを実施

【基本理念】

- ・子どもの貧困への取り組みについては、経済的な視点に限らず、子どもという成長過程にも着目し、子どもの心や体の健康などの養育環境全般にわたる複層的な課題として捉える。
- ・子どもの保護者(親)も含めた、子どもを取り巻く諸課題の解決、貧困に起因する様々な困難の解消に向けた、市民全体の支え合いによる「地域の担い手(子ども)の未来を切り拓く総合的な応援プラン」とした。

【基本方針】

- ・教育機会の保障及び学校(教育)と福祉関連機関との連携
- ・発達・成長段階に応じた子どもと保護者への切れ目のない支援
- ・行政機関と学校、地域支援組織との情報共有

【具体的な施策の方向性】

- ・教育支援の充実
- ・生活支援の充実
- ・保護者に対する就労の支援の充実
- ・経済的支援の充実

子どもの貧困対策連携協定

- ・H28年5月締結
- ・中央市、中央市教育委員会、認定NPO法人フードバンク山梨の三者
- ・小中学校などを通じて、子どものいる困窮家庭の把握に努め、給食のない夏休みに食料を送る取り組み
- ・教員が日頃子どもたちと接する中で、食事に困っている様子が見られた場合なども連絡
- ・学校を通して支援の申込書を対象家庭に配布し、支援を希望する家庭が直接フードバンク山梨に書類を送る
- ・食料支援のほか、生活相談や就労支援、学習支援なども受けられる



3 連携・協働にかかる具体的な施策の方向性

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1) 各種機関、団体等の連携・協働	① 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした活動の定着化	ア) やまなし子どもの貧困対策推進協議会を開催し、県、市町村、支援機関、民間団体等の連携・協働を推進します。	子ども福祉課 社会教育課
		イ) 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした活動の定着化に向けたセミナーやワークショップ等を開催します。	子ども福祉課 社会教育課
	② 子どもの居場所の周知と後方支援	ア) やまなし子どもの貧困対策推進協議会を開催し、県、市町村、支援機関、民間団体等の連携・協働を推進します。(再掲)	子ども福祉課 社会教育課
		イ) 子どもの居場所(学習支援、子ども食堂等)の周知・PRを図ります。	子ども福祉課
		ウ) 子どもの居場所(学習支援、子ども食堂等)の運営者等向けの研修会、情報交換会等を開催します。	子ども福祉課
	③ 支援制度(公的・民間)の周知と活用促進	ア) やまなし子どもの貧困対策推進協議会を開催し、県、市町村、支援機関、民間団体等の連携・協働を推進します。(再掲)	子ども福祉課 社会教育課
		イ) 子どもの貧困対策に資する支援制度(公的・民間)の周知・PRを図ります。	子ども福祉課
		ウ) 支援が届かない、自ら手を上げにくい子どもや家庭等に対して、確実に支援が届くようにするため、アウトリーチ・伴走型支援体制の整備を促進します。	子ども福祉課

項目	施策の方向	取り組み内容	担当課
(1)各種機関、団体等の連携・協働	④ 子どもの貧困に対する理解の促進	ア) 山梨県子育て支援推進本部において、子どもの貧困を正しく理解し、全庁一体となって計画を推進するとともに、各部局横断的に子どもの貧困対策関連施策を総合的に推進します。	子育て政策課 子ども福祉課
		イ) やまなし子どもの貧困対策推進協議会を開催し、県、市町村、支援機関、民間団体等の連携・協働を推進します。(再掲)	子ども福祉課 社会教育課
		ウ) 子どもの貧困や児童の権利条約等に関する研修会やセミナー、ワークショップ等を開催します。	子ども福祉課
		エ) SDGs(目標1: 貧困をなくそうなど)に取り組む民間企業等を紹介します。	子ども福祉課
	⑤ 市町村計画の策定の促進	ア) やまなし子どもの貧困対策推進協議会を開催し、県、市町村、支援機関、民間団体等の連携・協働を推進します。(再掲)	子ども福祉課 社会教育課

第6章 子どもの貧困に関する指標

- 国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、「子供の貧困に関する指標」を設定しています。本県でも調査の結果、データがある指標は設定します。しかし、本県のデータがないものも多く、大綱の指標の改善ということで施策を行っていくだけでは、計画の実効性を高めていくことは困難です。
- そこで、国の大綱及び県独自の指標について「何をするのか」を表す活動指標と「その結果どのような効果があるのか」を表す成果指標を設定し、成果に対する活動の有効性を検証することにより、計画の実効性を高めていきます。

1 子供の貧困に関する指標一覧(国の大綱による指標)

単位がない数値は%

		指標	全国		山梨県		
1	教育の支援	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7	①	89.7	①	
2		生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1	①	3.1	①	
3		生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0	①	30.4	①	
4		児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8	②	—	
5			高等学校等卒業後	30.8	②	—	
6		ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)		81.7	③	57.9	④
7		ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	96.3	③	—	
8			高等学校等卒業後	58.5	③	—	
9		全世帯の子供の高等学校中退率		1.4	④	1.6	④
10		全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人	④	456人	④
11		スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9	⑤	—	
12			中学校	58.4	⑤	—	
13		スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6	⑤	100	⑫
14			中学校	89.0	⑤	100	⑫
15		就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6	⑥	64.3	⑥
16		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2	⑥	53.6	⑥
17			中学校	56.8	⑥	57.1	⑥
18		高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	⑦	—	
19			短期大学	—	⑦	—	
20			高等専門学校	—	⑦	—	
21			専門学校	—	⑦	—	

		指標		全国		山梨県	
22	生活の安定に資するため の支援	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8 ガス料金 17.2 水道料金 13.8	⑧	電気料金 9.3 ガス料金 8.1 水道料金 8.1	⑬
23			子供がある全世帯	電気料金 5.3 ガス料金 6.2 水道料金 5.3	⑧	電気料金 3.3 ガス料金 2.5 水道料金 2.8	⑬
24	生活の安定に資するため の支援	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料困窮経験 34.9 衣服が買えない経験 39.7	⑧	—	
25			子供がある全世帯	食料困窮経験 16.9 衣服が買えない経験 20.9	⑧	—	
26	生活の安定に資するため の支援	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助 8.9 25.9	⑧	—	
27			等価世帯所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助 7.2 20.4	⑧	—	
28	生活の安定に資するため の支援	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8	⑨	91.2	⑧
29			父子世帯	88.1	⑨	92.6	⑧
30		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4	⑨	38.5	⑬
31			父子世帯	69.4	⑨	75.4	⑬
32	経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9	⑩	10.6	⑬
33			全国消費実態調査	7.9	⑪	—	
34		ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8	⑩	—	
35			全国消費実態調査	47.7	⑪	—	
36		ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9	③	54.7	⑭
37			父子世帯	20.8	③	31.6	⑭
38		ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8	③	64.3	⑭
39	父子世帯		90.2	③	92.5	⑭	

※ — は都道府県単位では、公表していない。または、データがない。

- ①厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)
- ②厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ(平成30年5月1日現在の進路)
- ③全国ひとり親世帯等調査(平成28年11月1日現在)
- ④児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(平成30年度)
- ⑤文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成30年度)
- ⑥文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ(15は平成29年度、16と17は平成30年度)
- ⑦独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(高等教育の修学支援新制度は令和2年4月から開始)
- ⑧生活と支え合いに関する調査(特別集計)(平成29年)
- ⑨国勢調査(平成27年)
- ⑩国民生活基礎調査(平成27年)
- ⑪全国消費実態調査(平成26年)
- ⑫山梨県教育委員会調べ(令和元年度見込)
- ⑬やまなし子どもの生活アンケート(平成29年度)
- ⑭山梨県ひとり親家庭実態調査(令和元年度)

2 子どもの貧困に関する指標（県の指標）

施 柱 策 の	No	指標 の 設定	成果指標		
			指標名	計画策定時 (R元年度末直近)	目標(値) (R6年度末)
教育 の 支 援	1	国の 大綱	生活保護世帯に属する子供の 高等学校進学率	89.7%	93.7%に近づける (直近の全国数値)
				(厚生労働省・援護局援護課)	
	2	国の 大綱	生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率	30.4%	36.0%に近づける (直近の全国数値)
				(厚生労働省・援護局援護課)	
資 生 活 の 支 援 の た め に	3	県 独 自	14歳以下(6~14歳)の朝 食の欠食率	男子1.29% 女子0.88%	0%に近づける
				(山梨県新体カテスト・健康実態調査)	
就 業 の 支 援	4	県 独 自	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合(個人 事業主を含む)	母子家庭44.5% 父子家庭92.9%	母子家庭100%に近づける 父子家庭100%に近づける
				(やまなし子どもの生活アンケート)	
連 携 ・ 協 働	5	県 独 自	地域ネットワークの構築数	5市	27市町村



施 柱 策 の	No	指標 の 設定	活動指標				
			指標名	現状 (R元年度)	目標・見込 (R2年度)	施策 (事業名等)	活動指標から 成果指標への 有効性
教育 の 支 援	①	国の 大綱	入学時及び進学時に就学 援助制度の書類を配布して いる市町村数	16市町村・1組合 ※1	25市町村・1組合 ※1	市町村教委等への要請	1
	②	県 独 自	スクールソーシャルワーカー の配置人数	13名	13名	スクールソーシャルワ ーカー活用事業	1、2
	③	〃	放課後子供教室の数	18市町村 79箇所	19市町村 94箇所	放課後子供総合プラン 推進事業	1、2、4
	④	〃	子どもの学習・生活支援事 業の登録者数	59名	76名	子どもの学習・生活支 援事業	1、2
生 活 安 定 に 資 す	⑤	〃	フードドライブ実施学校数	32校	41校 (全高等学校・特別支援学校)	各高等学校、県高校 PTA連合会への要請	3
	⑥	〃	放課後児童クラブの設置箇 所数	274箇所	279箇所	放課後児童健全育成 事業	3、4
	⑦	〃	自立支援員相談件数	1,108件 (H30年度)	1,154件	生活困窮者に対する自 立相談支援事業	1、2、3、4
活 動 の 支 援	⑧	〃	病児保育施設設置箇所数	40箇所 (H30年度)	45箇所	病児保育事業	4
	⑨	〃	子育て就労支援センター利 用による就職者数	190人 ※2 (H30年度)	250人 ※2	子育て就労支援セン ター設置事業	4
連 携 ・ 協 働	⑩	〃	子どもの貧困に関するセミ ナー、講演会等の開催数	2回	2回	やまなし子どもの貧困 対策推進協議会	5
	⑪	〃	子ども食堂の数	28箇所	38箇所	やまなし子どもの貧困 対策推進協議会	3、5

注意事項

1 経済的支援は、ニーズに対する給付等があるため、目標とできないことから指標として設定しない。

2 「子供の貧困対策に関する大綱」からの引用は、「子供」の標記を用いる。

※1 早川町、丹波山村は、義務教育無償化のため数字には含めない。

※2 サテライト(富士吉田)分は、若年者を対象とする「ジョブカフェサテライト」との区分けができないため、甲府分のみの数値とする。

第7章 計画の推進

PDCAサイクルを繰り返すことで、子どもの貧困対策の施策や取り組みを検証し、本計画の実効性を高めるものとして必要に応じて取り組み等を改善することにより、子どもの貧困対策を継続的な県民運動として展開していく必要があります。

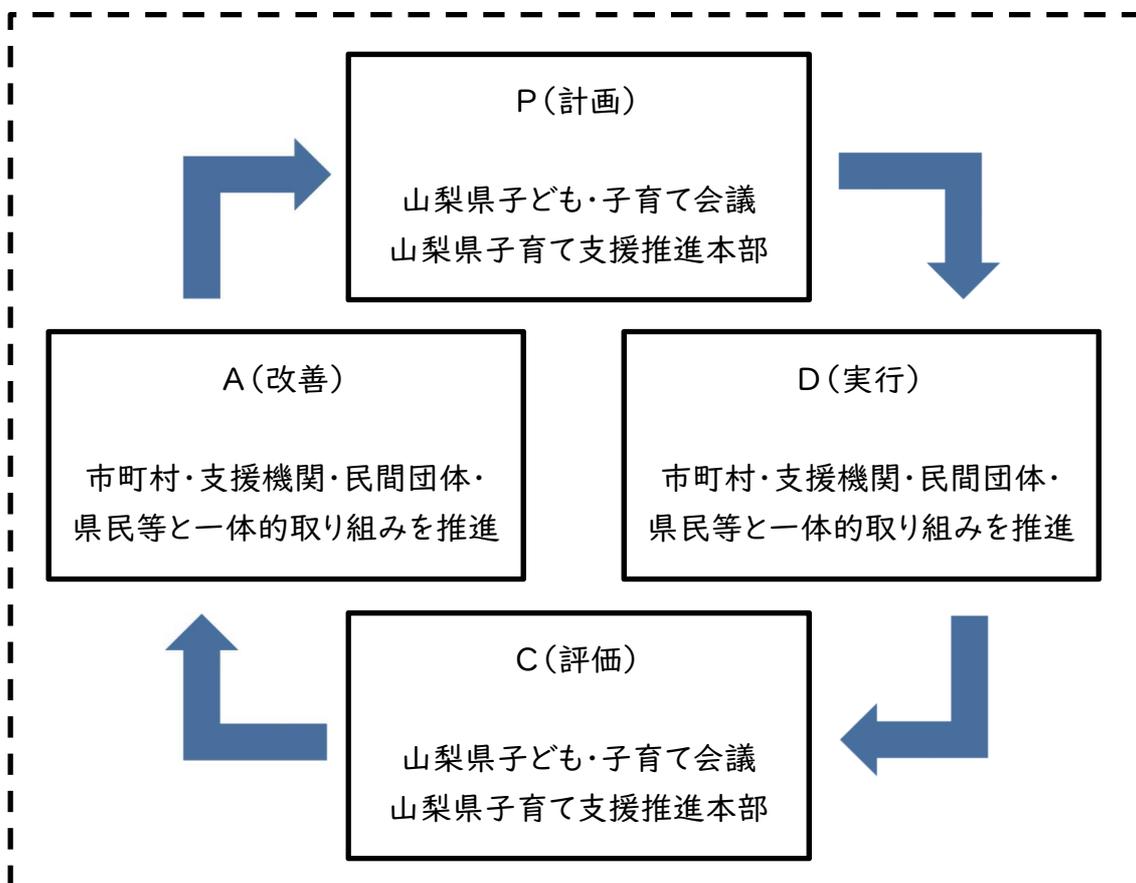
1 県の推進体制

(1) 山梨県子ども・子育て会議

学識経験者や福祉、労働、教育などの幅広い分野における関係機関・民間団体の参画の下に、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として開催している山梨県子ども・子育て会議において、本計画の進捗状況や効果を検証しながら子どもの貧困対策を推進します。

(2) 山梨県子育て支援推進本部

子育て支援局、福祉保健部、産業労働部、教育委員会などにより構成する「山梨県子育て支援推進本部」において、全庁一体となって計画を推進するとともに、各部局横断的に子どもの貧困対策関連施策を総合的に推進します。



やまなし子どもの貧困対策推進計画

令和2年3月

山梨県子育て支援局子ども福祉課

電話 055-223-1459

FAX 055-223-1509